

事務連絡
令和3年8月13日

各指定相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
(担当:浦・西桜 06-6208-8245)

重度訪問介護等における「年末年始等対応基準」の適用範囲の変更について

平素は、本市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標題について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく重度訪問介護や居宅介護(以下、「重度訪問介護等」という。)の支給決定時間数については、基準時間の範囲内での対応を基本とし、週間計画の見直し等の対応を行ってもなお合理的な理由により本市の定める基準時間を超える場合は、当課との協議を経て、障がい支援区分認定審査会での意見聴取のうえ支給決定を行うこととしています。その一つとして、通常期は、通所等による日中活動との組み合わせにより支給決定時間内での対応を行っている者が、年末年始等の長期休暇期に日中活動の場が休業となった場合や感染症等に罹患し通所停止となった場合において、通常より重度訪問介護事業の利用のニーズが増加する状況があるため、そのような際に適用される「年末年始等対応基準」を設定しています。

本基準の適用者について、現行の場合以外に、地震や風水害が発生し日中活動の場へ数日にわたり通所できない場合についても対応に苦慮されている実態等を踏まえ、本基準の適用範囲を次のとおり見直しますので、対象となる方から相談等がありましたら、必要に応じた支援をお願いいたします。

記

1 適用範囲

- ①年末年始、夏季（お盆期）、その他（ゴールデンウィークやシルバーウィークなどの長期休暇）
- ②感染症（インフルエンザ等）やその他疾患（日中活動を休むべき疾患）の罹患により、医師から日中活動への通所停止を指示された期間（ただし、停止期間が通常期間の休日を除き、連続して3日以上ある場合に限る。）
- ③災害の発生（地震や風水害により本市内に警報が発令される場合等）のため、日中活動の場への通所ができなくなった期間が月に3日以上ある場合。

2 適用開始日

令和3年8月16日より

3 必要日数の確認方法

年末年始等対応基準の適用が必要な日数の確認にあたっては、次の書類を提出いただき、区保健福祉センターで必要日数を確認します。

- ①：利用事業所等の休業期間がわかる書類
- ②：医師から日中活動への通所停止を指示された期間がわかる書類
- ③：災害の発生により通所ができなかった日がわかる書類

4 留意事項

補足加算（令和3年6月24日付事務連絡「居宅介護及び重度訪問介護の支給決定基準」参照）が適用されている場合は、原則として補足加算で補えない部分のみ年末年始等対応基準を適用します。

【参考】年末年始等対応基準について

1 対象者

次の①～④のすべてに該当し、本基準を適用しなければ必要な支援が不足すると考えられる重度の障がいがある方

- ①障がい支援区分が区分4以上の者
- ②重度訪問介護等の支給決定者のうち、直近の利用実績（サービス提供実績記録表により確認）が、該当者の基準時間数（最大利用可能時間数）に概ね達している者
- ③通常期において重度訪問介護等と日中活動のサービス等を組み合わせた週間計画が立てられている者
- ④単身生活者またはこれに準じる者

2 支給決定時間数

個々の週間計画の確認を行い、通常期における週末等の対応を考慮し、年末年始等の支援に対応する一日あたりの日中にかかる時間数を「年末年始等対応基準時間」として算定を行います。

そのうえで、該当月において、次のように支給決定を行います。

「通常の支給決定時間」 + 「年末年始等対応基準時間」 × 「該当月の年末年始等に該当する日数」 = 年末年始等が該当する月の支給決定時間数

3 「年末年始等対応基準」の適用までの流れ

重度訪問介護等を利用している方が本基準の適用を希望され、かつ上記「1 対象者」の要件に該当される場合は、その方の支給決定を行っている区保健福祉センターに「介護給付費等支給量変更申請書」、「サービス提供実績記録票（直近のもの、写しで可）」及び「年末年始等対応基準の適用を必要とする期間がわかる書類（利用事業所等の休業期間がわかる書類、医師から日中活動への通所停止を指示された期間がわかる書類、もしくは、災害の発生により通所ができなかった日がわかる書類）」を提出していただくことになります。

なお、初回の「年末年始等対応基準」の適用に際しましては、非定型の支給決定案として、区保健福祉センターと福祉局との協議を経たのち、障がい支援区分認定審査会に諮る等の手続きが必要であり、申請受付から支給決定までに1か月程度の期間を要することになりますので、ご理解をお願いいたします。